

特別児童扶養手当の更新手続きをされる方へ

- ◎特別児童扶養手当を引続き受けるためには、提出期限までに『障害認定期間満了届』と、下の表の該当する書類等を、お住まいの市町村担当窓口へ提出する必要があります。
- ◎提出期限は、令和元年11月29日です。この日を過ぎて届出を提出した場合、手当の不支給期間が発生しますので、期限までに提出をお願いいたします。

《提出書類等一覧》

診断書の作成が必要な方	提出書類等
(1) 障害に係る各種手帳を所持していない方 (2) 療育手帳「B」を所持している方 (3) 療育手帳「A」を所持しているが、判定年月日が令和元年7月31日までの方 (4) 内部障害の方 (5) 身体障害者手帳「1～3級」を所持しているが、再認定年月日が令和元年11月30日までの方 (6) 身体障害者手帳「5級以下」を所持している方	① 障害認定期間満了届 ② 手当証書、印鑑 ③ 特別児童扶養手当認定診断書 (※所持している手帳の種類・条件により診断書の作成が不要となる方がいます。下記の表をご確認ください。) ④ 障害に係る各種手帳 (※手帳を所持している場合は必ず持参してください。)

【注】一般的なものを掲載しています。これ以外の場合は、市町村担当窓口にご確認ください。

★★★診断書の作成が不要の方★★★

所持している手帳の種類	条件	提出書類等
療育手帳「A」	手帳の判定年月日が 令和元年8月1日 ～令和元年11月30日	① 障害認定期間満了届 ② 手当証書、印鑑 ③ 療育手帳
身体障害者手帳「1～3級」 (※内部障害を除く)	手帳の再認定年月日が 令和元年12月1日以降の日	① 障害認定期間満了届 ② 手当証書、印鑑 ③ 身体障害者手帳
身体障害者手帳「4級」 (※下肢障害のみ)	(1) 手帳の再認定年月日が 令和元年12月1日以降の日 (2) 下肢障害のうちの一部 にあてはまる方(※事前に市町村担当窓口にご確認ください。)	① 障害認定期間満了届 ② 手当証書、印鑑 ③ 身体障害者手帳

※診断書の作成年月日は令和元年10月1日～令和元年11月29日までの日付で作成願います。病院等の予約の際はご注意ください。

◎裏面の重要なお知らせを必ずご確認ください。手当を返していただく場合や、手当額が変わる場合等について記載しております。

★★ 詳細は、お住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。★★

※重要なお知らせ※

1. 診断書提出による障害判定の結果、手当額(級)が変更になる場合があります。

変更前⇒変更後	手当額(級)の変更時期
1級⇒2級	◎「診断書」の作成月の翌月から (例)10月に作成された診断書なら11月分から手当額が下がる。
1級・2級⇒非該当	◎「診断書」の作成月の翌月から (例)10月に作成された診断書なら11月分以降の手当支給がなくなる。
2級⇒1級	◎「額改定請求書(等級変更)」(※期間満了届と同様式)の提出月の翌月から (例)届出を10月に出している場合11月分から手当額が上がる。

2. 診断書が作成された時期によって手当を返していただくことがあります。

～ 等級変更により過払い返納金が発生する例 〈※児童1人の場合〉～

変更前⇒変更後	診断書の作成月	
	10月	11月
1級 ⇒ 2級	返納金が発生	17,430円
1級 ⇒ “非該当”		52,200円
2級 ⇒ “非該当”		34,770円
		返納金なし

※該当児童数、診断書の作成月により返納金額は変わります。

有期満了月(令和元年11月)よりも前の月に作成された診断書で、障害判定をした結果、障害の程度が下がると、上記の「等級変更により過払い返納金が発生する例」のとおり、手当を返していただくことがありますので、ご注意ください。

3. 障害認定期間満了届の提出が遅れた場合、手当の不支給期間が発生します。

届出日の翌月からが手当支給月となります。正当な理由(自然災害、火災、出産、交通事故等、物理的にやむを得ない事由)なく、令和元年12月1日以降に障害認定期間満了届を提出した場合には、手当の不支給期間が発生します。令和元年11月29日までに障害認定期間満了届をご提出ください。

《※例：令和元年12月1日に届出した場合》

令和2年1月分から手当を支給するため、令和元年12月の1ヶ月分の手当支給がなくなります。